

生命保険でスマートに相続税対策！

被相続人の死亡により取得した生命保険金(一部の損害保険金を含みます)で、その保険料を被相続人が負担していたものは、相続等により取得したとみなされて相続税の課税対象となります。この生命保険ですが、相続税対策として次のようなメリットがあります。

① 非課税枠の活用

相続税の計算上、生命保険金には法定相続人の数に応じた非課税枠があります。具体的には、法定相続人の数×500万円が非課税限度額という計算です。このため、現預金として単純に相続した場合と生命保険金として受け取った場合では、納付する相続税額に差が出ることになります。なお、被相続人の孫等、相続人以外の方が取得した保険金には、非課税の適用はないので注意が必要です。

② すぐに使える資金の確保

銀行等の金融機関が預金者の死亡を知った場合には、直ちに口座を凍結するため遺族は引き出すことができなくなります。これに対して生命保険金は、受取人固有の財産として簡単な請求手続で迅速に振り込まれるため、その後の生活資金や葬式費用等を確保する手段として有効です。

③ 遺産分割の円滑化

生命保険金は受取人が指定されているため、遺産分割協議を経ることなく受け取ることができ、遺言書と同様の効果があります。これにより、遺産分割の際のトラブルを避けることができます。

④ 相続放棄との関係

相続放棄をした場合でも、生命保険金を受け取ることができます。ただし、相続を放棄して相続人ではないため、上記①の非課税の規定を適用することはできません。

当事務所では、提携先の大同生命保険株式会社の商品である**一時払終身保険「ライフギフトα」**をご案内できます。この商品は、一定の場合を除き**90歳までの方に告知なし**でお申込みいただくことができます。

相続税の納税が見込まれる方で、生命保険金の非課税枠が余っている方は、是非ご検討ください。また、現時点での相続税試算や自社株評価も承っておりますので、当事務所の担当者へお声がけください。



(相続税事業部 税理士 大宮拓郎)